

建築物省エネ法に係る適合性判定の申請手数料について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）に係る適合性判定の申請手数料は、神奈川県手数料条例第2条 別表の7 県土整備局関係に定められています。

令和3年4月1日に建築物省エネ法が改正され、適合性判定が対象となる建築物が拡大されたことに伴い、床面積の合計が300㎡からの申請手数料を追加しました。

◆ 申請手数料について

- 申請手数料は、非住宅部分の床面積の合計と評価方法の別により区分されます。
- 非住宅部分の床面積には、高い開放性を有する部分を除きます。

高い開放性を有する部分とは、内部に間仕切壁等を有しない階又はその一部（空調設備が設置される最小限の部分）であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上である部分のみで構成されている部分です。

- 増改築の場合は、既存部分を含む非住宅部分の床面積の合計となります。
- 住宅部分と非住宅部分との共用部分がある場合、原則として、居住者以外の者のみが利用する部分（非住宅部分）の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分（住宅部分）の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分の床面積に算入されます。
- 計画の変更に係る適合性判定申請等手数料及び軽微変更証明書交付手数料については、表2を参照してください。

表1 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料

用途	非住宅部分の床面積の合計	評価方法	
		標準入力法・主要室入力法 ・BEST	モデル建物法
工場等 以外	300㎡ ～ 1,000㎡未満	290,000円	110,000円
	1,000㎡ ～ 2,000㎡未満	370,000円	150,000円
	2,000㎡ ～ 5,000㎡未満	530,000円	240,000円
	5,000㎡ ～ 10,000㎡未満	650,000円	310,000円
	10,000㎡ ～ 25,000㎡未満	770,000円	370,000円
	25,000㎡ ～	870,000円	440,000円
工場等 ※	300㎡ ～ 1,000㎡未満	31,000円	26,000円
	1,000㎡ ～ 2,000㎡未満	43,000円	38,000円
	2,000㎡ ～ 5,000㎡未満	100,000円	95,000円
	5,000㎡ ～ 10,000㎡未満	150,000円	140,000円
	10,000㎡ ～ 25,000㎡未満	190,000円	180,000円
	25,000㎡ ～	230,000円	220,000円

※ 工場等とは、評価対象が照明設備のみである用途又は評価対象とならない部分が大半となる用途のもの
 例 ○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場 ○倉庫
 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 ○データセンタ など

◆ 建築物省エネ法に係る適合性判定に関するお問合せ先

建築物省エネ法に係る適合性判定に関するご相談・お問合せは、下記の連絡先までお問合わせください。

■建築物省エネ法に係る適合性判定に関するお問合せ先■
 神奈川県 県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ
 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁新庁舎11階
 電話番号：045-210-6244 FAX：045-210-8884

表2 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料
 ・建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料

(1) 既に適合性判定を受けている非住宅部分

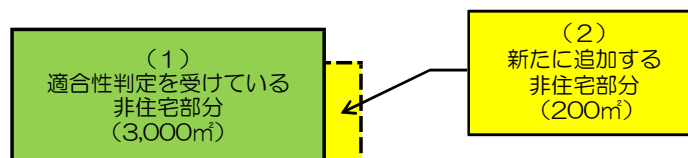
用途	非住宅部分の床面積の合計	評価方法	
		標準入力法・主要室入力法 ・BEST	モデル建物法
工場等以外	300㎡ ~ 1,000㎡未満	145,000円	55,000円
	1,000㎡ ~ 2,000㎡未満	185,000円	75,000円
	2,000㎡ ~ 5,000㎡未満	265,000円	120,000円
	5,000㎡ ~ 10,000㎡未満	325,000円	155,000円
	10,000㎡ ~ 25,000㎡未満	385,000円	185,000円
	25,000㎡ ~	435,000円	220,000円
工場等	300㎡ ~ 1,000㎡未満	15,500円	13,000円
	1,000㎡ ~ 2,000㎡未満	21,500円	19,000円
	2,000㎡ ~ 5,000㎡未満	50,000円	47,500円
	5,000㎡ ~ 10,000㎡未満	75,000円	70,000円
	10,000㎡ ~ 25,000㎡未満	95,000円	90,000円
	25,000㎡ ~	115,000円	110,000円

(2) 適合性判定を受けていない非住宅部分
 (適合性判定を受けた建築物の計画を変更して、新たに非住宅部分を追加する場合)

用途	非住宅部分の床面積の合計	評価方法	
		標準入力法・主要室入力法 ・BEST	モデル建物法
工場等以外	~ 300㎡未満	230,000円	87,000円
	300㎡ ~ 1,000㎡未満	290,000円	110,000円
	1,000㎡ ~ 2,000㎡未満	370,000円	150,000円
	2,000㎡ ~ 5,000㎡未満	530,000円	240,000円
	5,000㎡ ~ 10,000㎡未満	650,000円	310,000円
	10,000㎡ ~ 25,000㎡未満	770,000円	370,000円
	25,000㎡ ~	870,000円	440,000円
工場等	~ 300㎡未満	23,000円	19,000円
	300㎡ ~ 1,000㎡未満	31,000円	26,000円
	1,000㎡ ~ 2,000㎡未満	43,000円	38,000円
	2,000㎡ ~ 5,000㎡未満	100,000円	95,000円
	5,000㎡ ~ 10,000㎡未満	150,000円	140,000円
	10,000㎡ ~ 25,000㎡未満	190,000円	180,000円
	25,000㎡ ~	230,000円	220,000円

※新たに非住宅部分を追加する場合の手数料の算定は、(1)と(2)を合算した金額となります。

例：工場等以外の用途で評価方法がモデル建物法の場合



$$\begin{array}{rclcl}
 (1) & + & (2) & & \\
 120,000円 & + & 87,000円 & = & 207,000円
 \end{array}$$